

船舶事故調査報告書

令和7年8月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

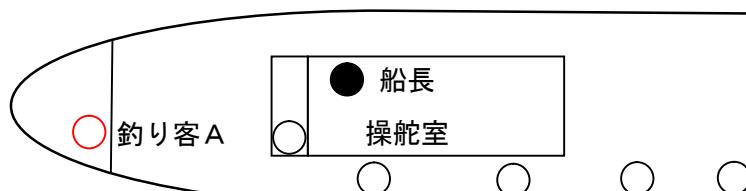
事故種類	釣り客負傷
発生日時	令和6年10月13日 08時00分頃
発生場所	石川県七尾市下佐々波漁港南東方沖 下佐々波港北防波堤灯台から真方位 $125^{\circ} 540\text{m}$ 付近 (概位 北緯 $37^{\circ} 00.6'$ 東経 $137^{\circ} 03.3'$)
事故の概要	遊漁船海坊主Vは、潮上り中、船体が大きく動搖した際に船首部甲板に腰掛けていた釣り客が負傷した。
事故調査の経過	令和6年11月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	<p>船種船名、総トン数 遊漁船 海坊主V、3.9トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 TY3-4944（漁船登録番号）、個人所有 第244-17747号（船舶検査済票の番号）</p>
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 釣り客A
負傷者	重傷 1人（釣り客A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客Aほか釣り客5人を乗せ、遊漁の目的で、下佐々波漁港南東方沖の釣り場に向けて富山県氷見市宇波漁港を出航した。</p> <p>釣り客Aは、釣り場に到着した後、左舷船首部で流し釣りを行っていたが、本船が潮上りをすることになったので、流し釣りを中断して船首部甲板に腰掛けた。（図1、写真1参照）</p>  <p style="text-align: center;">○ その他の釣り客</p> <p style="text-align: center;">図1 乗船者の位置</p>



写真1 釣り客Aの位置

本船は、約5～6ノットの対地速力で航行中、船首方から波高約1.0mの波を乗り越えて船体が大きく動搖した。

釣り客Aは、船体が大きく動搖した際、上方に跳ね上げられて落下し、船首部甲板に臀部を打った。

船長は、釣り客Aの「痛い」という声を聞き、負傷状況を確認したところ、休んでおくとの回答があったので、潮上りを続けて遊漁を再開した。

船長は、その後、風が強くなってきたので、遊漁を終えて帰港することとした。

釣り客Aは、帰宅した後も痛みが治まらなかつたので、後日、診療所で受診したところ、第12胸椎圧迫骨折と診断された。

運輸安全委員会が同種事故の再発防止を目的として発行している運輸安全委員会ダイジェスト^{*1}及び地方版分析集^{*2}によれば、遊漁船を利用中、船体が上下に動搖（縦揺れ）して船首が持ち上がった際、釣り客の体が浮き上がって落下して負傷する事故が発生しており、波により船体が動搖する場合、釣り客を船体中央より後方の位置に乗船させることが必要であると分析されている。

船長は、本事故当時、3分間程度の潮上りであったので、釣り客の乗船場所については各自の判断に委ねており、釣り客に船体中央より後方の位置に移動するよう指示していなかった。

釣り客Aは、潮上りをした後に左舷船首部で釣りを再開するつもりであったので、本事故当時、船首部甲板に腰掛けていた。

船長は、平成26年4月21日に富山県知事から遊漁船業者の登録

*1 運輸安全委員会ダイジェスト第41号「遊漁船の安全運航に向けて～釣り客の脊椎骨折等事故の防止のため～」
https://jtsb.mlit.go.jp/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/pdf/jtsbdi-No41_all.pdf

*2 地方版分析集「遊漁船・瀬渡船の事故防止のために！」
<https://jtsb.mlit.go.jp/bunseki-kankoubutu/localanalysis/04kobe/20210727kbanalysis.pdf>

	<p>受け、自らを遊漁船業務主任者として遊漁船業を営んでいた。</p> <p>本船の業務規程における風速等の出航中止基準は、海上警報等の発表、波高2m以上、風速10m/s以上又は視程500m未満となっており、帰航基準も同様の値であった。</p> <p>本船の業務規程には、安全確保のために船長及び業務主任者が遵守すべき事項として、次のことが定められていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行中、波の影響により船体が動搖するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動搖の軽減に努めます。 ・ 航行中、波の影響により船体が動搖して危険が予想されるときは、利用者に対して動搖が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。
分析	<p>船長は、船首部甲板に腰掛けていた釣り客Aを船体中央より後方に移動させなかったことから、本船が航行中に船首方から波高約1.0mの波を受けて船体が動搖した際、釣り客Aが、上方に跳ね上げられて落下し、船首部甲板に臀部を打って負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、短時間の潮上りであったことから、釣り客Aを揺れの少ない船体中央より後方に移動させなかったものと考えられる。</p> <p>釣り客Aは、潮上りをした後に左舷船首部で釣りを再開するつもりであったことから、船首部甲板に腰掛けていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、船長が、短時間の潮上りであって船首部甲板に腰掛けた釣り客Aを揺れの少ない船体中央より後方に移動させなかつたため、本船が航行中に船首方から波を受けて船体が動搖した際、釣り客Aが、上方に跳ね上げられて落下し、船首部甲板に臀部を打ったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊漁船の船長は、航行中の波による船体動搖の危険性を乗船者に説明した上で、航行開始前に乗船者を動搖が比較的小さい船体中央よりも後方に移動させること。 ・ 船長は、事故発生時、速やかに海上保安庁へ通報すること。